

こども青少年局こども相談センター療育手帳判定員会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、こども青少年局こども相談センター療育手帳判定員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

必要資格については、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 公認心理師
- ② 臨床心理士
- ③ 大学または大学院にて心理学を専攻し、心理検査に関する専門的知識を有し、専門機関で検査者や相談員として心理相談に従事した経験を有する者
- ④ 児童相談所において心理相談に従事した経験を有する者
- ⑤ その他上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記（論文）試験
- ② 口述（面接）試験

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断する。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時00分～午後5時15分まで

「休憩時間」

45分

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。